

兵庫県産業立地推進本部設置要綱

(目的)

第1条 兵庫県産業立地推進本部（以下「本部」という。）は、産業用地の減少等を踏まえ、産業立地の競争力強化を図るため、用地確保から企業立地、操業開始に至るまでの支援を総合的かつ機動的に推進することにより、雇用創出及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(構成員)

第2条 本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部の構成員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる
- (2) 本部の円滑な運営を図るため、本部の下に幹事会を設置する

(本部長及び副本部長)

第3条 本部長及び副本部長は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、知事をもって充てる
- (2) 副本部長は、副知事をもって充てる

(所掌事務)

第4条 本部は、次に掲げる事項について情報共有及び総合調整を行う。

- (1) 県内における産業立地の動向及び進捗状況の把握・検証に関すること
- (2) 県、市町及び民間が保有する産業用地情報の共有及び活用に関すること
- (3) 市町から寄せられる産業立地全般に関する相談情報の集約及び整理に関すること
- (4) 大規模投資案件（概ね設備投資額100億円以上を想定）に係る関係部局間の総合調整に関すること
- (5) その他、産業立地の推進に必要な事項

(会議の開催)

第5条 本部会議は、本部長が招集する

- 2 本部長は、必要に応じ、別表第2に掲げる者又はその他関係者をオブザーバーとして本部会議に出席させ、その意見を聴くことができる
- 3 本部の構成員が不在の場合は、当該職を直接補佐する職員が出席するものとする
- 4 オブザーバーが出席できない場合は、当該者に変わる者を出席させることができる

(幹事会)

第6条 本部の円滑な運営を図るため、幹事会を開催する。

2 幹事会の開催は次のとおりとする。

- (1) 幹事は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる
- (2) 幹事は、必要に応じ、本部会議の所管事項に関する連絡調整に当たる
- (3) 幹事会に、代表幹事を置き、産業労働部次長をもって充てる
- (4) 幹事会は、代表幹事が招集する

兵庫県産業立地推進本部設置要綱

(5) 代表幹事は、必要に応じ、幹事会に幹事以外の者を出席させることができる

(6) 幹事が不在の場合は、当該職を直接補佐する職員が出席するものとする

(事務局)

第7条 本部の事務局を産業労働部地域産業立地課に置く。

2 事務局長は産業労働部次長が務める。

(秘密の保持等)

第8条 別表1、第5条第2項及び第6条第2項第5号に定める者は、その活動を通じて知り得た機密事項を他に漏らしてはならない。

2 別表1、第5条第2項及び第6条第2項第5号に定める者は、知り得た機密事項を営利又は政治目的のために利用してはならない。

(謝金・旅費)

第9条 第5条第2項及び第6条第2項第5号に定める者が、本部会議及び幹事会に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。

2 謝金の支給については、別に定める。

3 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和8年6月2日から施行する。

別表第1（第2条、第6条関係）

兵庫県産業立地推進本部及び幹事会 構成員名簿

本部	幹事会
【本部長】 知事	【代表幹事】 産業労働部次長
【副本部長】 副知事	
技監	
理事	
総務部長	管財課長
企画部長	水素・エネルギー企画官 広域調整課長 地域振興課長 フィールドパビリオン推進官
財務部長	財政課長 資金管理官 県政改革課長
産業労働部長	地域産業立地課長 地域経済課長 金融官 新産業課長 科学振興官 就労対策官 国際課長
農林水産部長	総合農政課長 農地調整官
環境部長	環境影響評価官
土木部長	用地課長 道路企画課長 道路街路課長 道路保全課長 港湾課長
まちづくり部長	都市計画課長 土地調整官
公営企業管理者	企業誘致課長 地域整備振興課長
その他関係部局	その他関係課長
ひょうご産業活性化センター理事長	ひょうご・神戸投資サポートセンター長 兵庫県ビジネスサポートセンター・東京所長

別表第2（第5条関係）

オブザーバー

所属・役職
一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会 会長
関西電力株式会社 兵庫支社長
一般社団法人神戸銀行協会 会長
近畿経済産業局 産業部長
兵庫県内市町 代表